

# 第3回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和5年9月5日（火）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事 案件  
議案第1号 農地審議 農地法第5条関係について  
議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理事業利用権設定各筆明細について  
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項  
①農地利用状況調査（農地パトロール）の  
結果速報値について  
②農地買受け借受け希望について  
③北部三町村農業委員会交流会について  
④農地利用調整会議について  
⑤その他
- 5 その他  
①当面の日程について  
②その他

7 出席農業委員 (11名)

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聰美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	城田忠志	唐澤喜廣	

8 欠席農業委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

小林美晴	唐木義秋
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
伊藤会長代理	本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第3回農業委員会の総会を開会いたします。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。
事務局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 3件 11筆
議長	報告事項①、番号5-21から番号5-23まで、全て相続の届出ということになつております。質問・ご意見等ござりますか。
委員一同	(特になし)
議長	こちらは届出でございますので、報告事項①につきまして、番号5-21から番号5-23までを受理としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、報告事項①農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-21から番号5-23を受理と致します。 報告事項は以上となります。
	2 議事
議長	議案第1号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程
議長	2件 4筆
酒井文代委員	はい。では、議案第1号 まずは番号1の案件でございます。地区担当の酒井文代委員、補足説明がございましたらお願ひいたします。 総会資料の4ページと5ページをご覧ください。こちらの2筆は隣接しておりますが、それぞれ所有者が違います。面積が小さいため、2筆を合わせて [REDACTED] 宅地造成して販売したいということです。敷地南側には既に住宅が建っていますので、農地としては若干、日陰ができる状態です。また、東側にある線路脇の小さい区画は墓地となつていますが、

	申請地の北側に土手道があり、墓地への通行は可能です。通学路にも面しております、有効に使用していただければ特に問題はないかと思いますので、ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	はい。ありがとうございました。こちらの議案第1号 1番の案件について、質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	ありませんか。では、3種農地でもありますので、この案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。それでは、議案第1号 1番の案件を可と致します。
倉田明彦委員	続きまして、番号2の案件につきまして、倉田明彦委員から補足説明をお願いします。
	はい。総会資料の地図をご覧ください。久保地区の飯田線と国道153号線の間にある農地になります。1088m <sup>2</sup> と宅地としては広い土地になりますが、建築予定では平屋の住宅を計画されていて、敷地西側には車庫を建てる他、家庭菜園をやっていきたいという希望をお持ちです。譲受人の[REDACTED] [REDACTED]住宅建設ができる土地を探していたところ、希望に叶う場所が今回の申請地となつたようです。譲渡人の[REDACTED] [REDACTED]ご希望です。
	管理も行き届いていて広い土地ではありますが、隣接道路にも上下水道が埋設されていて、譲受人の希望にも合致し、家庭菜園をやっていきたいとの意向もあります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	ありがとうございました。番号2の案件について倉田委員から補足の説明をいただきましたが、皆さんからのご意見・ご質問はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。ご質問等ないようでしたら、この案件について可と致しますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第1号 2番の案件について、可と致します。
議長	議案第2号へ移ります。議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 2件 3筆
議長	はい。ありがとうございました。中間管理事業についてでありますが、こちらの事業は、あくまでも、借りたい人と貸したい人が決まっている土地について、中間管理機構へ上げていくというシステムでありますので、ご注意いただきたいと思います。また、利用権設定はこの中間管理事業に移

	行することとなっており、完全移行は、令和7年の3月末となりますので、ご承知おき願います。では、議案第2号 番号5-52、5-53について、質問・ご意見ございますでしょうか。
委員一同 議長	(特になし) 質問等ないようでしたら、この2案件について、可としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) それでは、議案第2号 番号5-52、番号5-53の2案件についてを可と致します。
議長	続きまして、議案第3号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 2件 7筆
議長	はい。ありがとうございました。こちらの事業についても、売る側、買う側の決まっている土地について開発公社が間に入るもので、公社が買い手を探すというシステムではありませんので、ご留意いただきたいと思います。この2件につきまして、質問等ございましたらお願ひします。
委員一同 議長	(特になし) それでは、2件ともに、あっせんは事務局対応で済んでおりますので、こちらの2案件、それぞれ、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) はい。では、議案第3号 番号5-54、番号5-55を可と致します。 議事については以上となります。
	3 協議事項
事務局	①農地利用状況調査（農地パトロール）の結果速報値について（別添資料） ・8月18日から実施した今年度の「農地パトロール」について、状況を報告。過去の数値と併せ、今回確認した農地の状況や遊休農地のレベルごとに集計した件数や面積などについて資料を示し、速報値として提示。
議長	事務局からの説明がございましたが、資料の内容について、皆さんからご質問等ございましたらお願ひ致します。
唐木義秋委員	南原地区と北原地区に、違反転用の土地があるようですが、どんな違反であるのか、その詳細について、また、今後の対応や取り組みについてお願ひ致します。
事務局	はい。北原地区の土地については、伸びた草を刈ってみたところ、土の中からゴミのようなものが混ざって出てきたというものです。南原地区の土地については、敷地内に一部、建物が建てられているような状況でした。今後の対応についてですが、違反が疑われる土地の状況を再度確認し、所

	有者本人に話を聞く予定です。違反が確認された段階で、所有者に解消を促すことになりますが、相手が行動に移していただけない場合は、再度、違反解消に向けたアプローチを繰り返していくことになるかと思います。どのように進めていくかなどの手順は決まってはいないのでしょうか。農地ハンドブックにも記載がありますが、催告をして県に報告するなどの段取りは決まっています。
唐木義秋委員 事務局	可能かどうかはまた別として、正しく転用許可を取っていただくなど、解消に向けた一歩進めたアプローチを進めていただきたいと思います。転用が可能な土地については、もちろん転用を進めていくということになりますが、今回の土地についてはいずれも青地の土地になりますので、農地に戻していただく方向へ進めるしかないとは思っています。
唐木義秋委員 事務局	この違反転用は、例えば5条に転用して住宅を建てるものが、雑種地になってしまっているなどではなく、青地のところに転用しないで家を建ててしまっているということでしょうか。
議長	南原の土地についてですが、2件あります。1件は一時転用で申請されていたところがそのままになってしまっているもの、もう1件は、住宅の隣地なのですが、その家の敷地のように使われてしまっている、というものになります。まずは、きちんと調査を行い、状況を確認し、次の段階へ進める必要があるとは思っています。
事務局	北原の土地についても、残土なのか産業廃棄物が投機されているのかは分かりませんが、放置しておくと、所有者が変わってしまって状況が分からなくなるなど、時間とともに、より対応が難しくなってしまうと思います。ここはひとつ、毅然とした対応を肃々と進めていくようお願いしたいと思います。
唐木義秋委員 議長	以前にも、違反転用のあった土地について、修正していただくよう何度も地道に指導を行っていった経過もあります。唐木委員のお話にあったように、元に戻して貰えるよう、肃々と手続きを踏んでいくしかないかと思います。一朝一夕には行かないと思いますが、北原地区・南原地区の委員さんには土地の所有者と話をしていただくなど、アクションを起こしていただくようお願いをしたいと思います。
倉田明彦委員	北原の土地についてですが、以前から同様の状況にあったのではないかと思っています。新しく農業委員となった身ですので、これまでどのように対応してきたのか、その経緯を知らなければ対応は難しいですし、この土地を元に戻すことは、誰が考えても不可能で、万策尽きるということも考えられますので、経過や対応状況について教えていただけますでしょうか。
事務局	北原の土地については、昨年までは「1号黄色」の区分で森林化しているような農地でしたが、今回、所有者の方に草を刈っていただきました。事務局としては遊休農地が解消されたものと思っていたのですが、農地パト

	<p>ロールの際に現地を見たところ、ゴミのようなものが土の中に確認できたものです。ですので、実際には、今年初めてその状況が判明したという状況ではあります。所有者の方は、土地を売りたい希望をお持ちのようです。事務局としても、今年初めてこの状況を把握したという経緯のようすで、所有者の方と少し話をしてみていただけますでしょうか。</p>
議 長 倉田明彦委員	はい。わかりました。
議 長 伊藤会長代理	南原の土地はどのような状況ですか。
	<p>1件は、以前に別の土地を借りて販売を目的にコンテナを置いていたのですが、その土地を返却しなければならなくなつたため、一時的にその畑にコンテナを置くように、一時転用を認めたものです。もう3年程経過していく何度も改善要求はしているのですが、所有者は、コンテナが売れずに移動できない、他の畑にも置く場所がないと話し、そのままになってしまっています。もう1件は、物置がある土地全てが転用できているものと思っていたのですが、一部が農地のまま残っていたようで、土を置いたり、また移動したり、土場のように利用していることが今回疑われたために、今年はリストに挙げた形になります。転用できている土地の境については、調査が必要かと思います。</p>
議 長 唐木義秋委員	<p>南原の案件の転用状況については事務局で調査をお願いし、いずれにしても、途中で止めずに、声掛けは続けていくことが必要かと思います。</p> <p>普段から、課題や問題についての多くが事務局頼りになってしまっていますが、全てを事務局任せにしてしまうのではなく、農業委員個人、農業委員会組織として、我々にもっと何かできることはないのかと感じています。課題として考えていただきたく思います。</p>
議 長	<p>承知しました。私どもで何ができるか、事務局と打ち合わせ、できることは行動に移していきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の速報値を基に、各委員へ、担当地域内にある遊休農地の再確認を依頼。草刈りの実施など、遊休農地として判定から外す農地がある場合には、9月19日（火）までに事務局へ挙げ、最終的な令和5年度の遊休農地状況を確定することで了承。また、確定値資料には、各地区の昨年度の数値も併せて掲載する。</li> <li>・農地パトロールについて、一人ずつ感想を聞く。</li> </ul>
事務局	<p>②農地買受け借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに申し出のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。</li> <li>・補足説明をする</li> <li>・リストを各自で確認いただき、良い農地があれば紹介いただくよう依頼。</li> </ul>
議 長	③北部三町村農業委員会交流会について

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回総会で事務局一任となっていた、辰野町、箕輪町、南箕輪村の上伊那北部三町村による農業委員会交流会について、実施日を10月24日(火)午後3時～とし、会場は南箕輪村民センターとすることで案内。</li> <li>当日の交流会の内容について協議を依頼。</li> </ul>
議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>補足説明をする。</li> <li>委員からの意見を参考に、事務局案として、地域計画の策定・目標地図の作成についての研修会とグループ討議を実施することを提案。</li> <li>協議の結果、提案内容について特に意見はなく、懇親会も含めて事務局案通りに進めていくことで了承。</li> </ul>
事務局 議長	<p>④農地利用調整会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例年11月に実施している「農地利用調整会議」について、概要を説明。会議の方向性や内容についての他、実施するかどうかも含め、協議を依頼。事務局から「農地利用調整会議」について説明いただきましたが、初めての委員さんへの補足説明を含め、経験のある委員さんからご意見をお願いしたいと思います。</li> </ul>
征矢昌博委員	<p>実施するかどうかについては、実施した方が良いかと思います。時期については、最適化活動の強化月間にも重なりますので、11月か12月の開催がちょうど良いのではないでしょうか。内容については、農業者の意見を聞くことができて参考になりましたので、意見交換会をまた計画していただければ有難いと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>私も実施した方が良いと思います。継続しているイベントですので、今まで通りの内容、今まで通りの時期に実施することが良いと思っています。開催することは良いのですが、紹介する農地については熟考が必要かと思います。経営規模による差が出てしまい、良い農地については早いもの順になってしまふ懸念や、村外からの参加者が多い印象もありますので、実施内容を再検討した方が良いのではないかでしょうか。村ホームページへの農地情報掲載も始まりましたので、会議を実施しない方向もあるかもしれません。</p>
酒井文代委員	<p>紹介する農地について、耕作者の有無や意向、所有者の希望などを確認し、紹介できる農地かどうかきちんと精査をした上で会議を開く形にした方が良いと思います。</p>
菅家美果委員 議長	<p>紹介する農地について、耕作者の有無や意向、所有者の希望などを確認し、紹介できる農地かどうかきちんと精査をした上で会議を開く形にした方が良いと思います。</p>
事務局	<p>酒井文代委員から意見があったように、村ホームページへ農地情報が掲載されていますので、農地を借りたい、買いたいという希望者へは情報が提供されています。事務局ではどのように考えていますか。</p> <p>ホームページと利用調整会議で同じ内容の情報が提供されているという点はご意見の通りかと思いますが、単なる情報提供ではなく、人を介して情報を提供する、農業者が集まって意見交換する機会にもなる、という面も、利用調整会議にはあると感じています。ただ、同じ情報で二度手間になつ</p>

	てしまうという点もあるかとは思いますが、開催するか否かの判断については協議をお願いしたいと思います。
議 長	これまでやってきた会議については概ね好評ではありましたが、ホームページでの情報公開も始まっている中で、委員さんからのご意見、事務局の考え方もある通り、メリット、デメリットともにあるかと思います。更に意見をお聞きしたいと思います。
唐木義秋委員	希望者がバッティングしてしまう、早い者勝ちになってしまいうという懸念は十分考えられることではありますが、ホームページの情報からでも起こり得ることかと思います。その調整を行うためにも、公の場を使い、皆が見ている中で情報をやりとりする会議は必要だと思います。
原聰美委員	農地利用調整会議における農業委員の役割について、また、希望した農地が重なってしまった場合にどのようにしていくのか、教えていただけますでしょうか。
事 務 局	会議の場で農業者と相対しながら、その方が希望している農地以外の土地についても提案し、集約化を進めていく、また、バッティングしてしまった時にも、その農地により適した農業者を選定していくという部分が、農業委員さんの役割になるかと思います。新任の委員さんには農業者を見極めるというのは難しく感じられるかもしれません、一人ではなく、グループ毎に複数で対応していただきますので、どの農業者が一番、集約化に適しているのかという観点で進めていっていただければと思っています。
議 長	基本的には、村内の農地については村内の農業者に耕作していただきたいという考え方、また、その土地の周囲をだれが耕作しているかを確認し、その人に優先的に取得を進めていくという考え方です。農地を集約し、利便性を向上させていくという点を考慮していただければ良いかと思います。
唐澤忠委員	農業者へは農地基本台帳が配布されていると思いますが、その用紙の左側にある「意向区分」という項目に「売りたい」「貸したい」の○を付け、公示をするかしないかの判断をするようになっていますが、この情報が村のホームページに掲載されるのでしょうか。
事 務 局	農地基本台帳にある意向調査については、農林水産省が提供している「全国農地ナビ」というホームページに掲載される情報となります。村のホームページや利用調整会議の元となる情報は、個別に各農業者から村へ申し出のあった農地のみで、農地台帳に記載された意向区分とは全く別の情報となっています。
唐澤忠委員	では、売りたい・貸したいという希望がある場合は、農業委員会へ別の申請が必要になるという形ですね。
事 務 局	はい。農業委員会事務局に、農地の売渡し貸付け希望の情報登録用紙がありますので、そこへ記入して提出いただければ、村のホームページへ掲載する他、農業委員さんに紹介し、土地購入や借受けの希望者を探していただくという対象となります。農地台帳の情報と村で扱う情報とは別のもの

	と思っていただければと思います。
議長	<p>皆さんから様々なご意見をいただきましたが、今年度も農地利用調整会議を実施し、希望農地についての課題や調整については、農業委員さんが適正に判断していくという方向でお願いしたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議の結果、日程については 11月 30 日（木）午後 7 時～、会場を役場講堂とすることで了承。</li> </ul>
	⑧その他
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>期末旅行について</li> <li>任期末に予定している旅行について、費用の積立を行うか、また、その段取りについての協議を依頼。</li> <li>補足説明をする。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議の結果、次回 10 月 5 日の総会開催前の時間を使い、JA の担当者に積立手続きを依頼することで了承。</li> </ul>
	4 その他
事務局	①当面の日程について
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の日程について説明。</li> <li>補足説明をする。</li> <li>各自での十分な日程確認を依頼。</li> </ul>
	②その他
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul> <p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
	閉会
伊藤会長代理	<p>以上を持ちまして、第 3 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>（午後 4 時 5 分 終了）</p>

以上、第 3 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 5 年 9 月 25 日

議長

唐澤喜彦

議事録署名委員

小林美晴

議事録署名委員

原木義秋